

江東区 高齢者地域包括ケア計画

パブリックコメント(意見募集)を実施 (現 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)



▲生きがいを持ち楽しく健康な毎日を(写真は東陽福祉会館)

中間のまとめ

このたび区では、平成30～32年度を期間とする「江東区高齢者地域包括ケア計画(中間のまとめ)」を作成しました。区民の皆さんにその概要をお知らせするとともに、パブリックコメント(意見募集)を実施します。

中間のまとめ全文は、区ホームページ、地域ケア推進課・介護保険課窓口(区役所3階)、ことう情報ステーション(区役所2階)、保健所および各保健相談所、各出張所、各図書館、各長寿サポートセンターで閲覧できます。寄せられたご意見や区の考え方は、後日、区報・区ホームページで公表します。ご

意見に対する個別回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

また、下表のとおり、区内6か所で説明会を開催します。説明会は2部構成で、第1部では地域包括ケアを支える専門職による講演会、第2部では計画の説明会を開催します。ぜひご参加ください。

「中間のまとめ」に対するご意見をお寄せください

意見募集期間 12月1日(金)～22日(金) 必着

提出方法 ①氏名②住所(区外の方は在勤、在学等も)③年齢④ご意見を記入し、郵送(区報掲載のはがき等)・ファクスまたは地域ケア推進課(区役所3階7番)・介護保険課(区役所3階3番)窓口へ。区ホームページからも提出できます(電話番号から)

説明会 費無料(当日直接会場へ(先着順))

日	時間	会場	定員
12/13(水)	14:30～16:15	亀戸文化センター5階 研修室(亀戸2-19-1) 第1・2	80人
12/14(木)	14:30～16:15	森下文化センター3階 研修室(森下3-12-17) 第1・2	60人
12/15(金)	10:00～11:45	砂町文化センター2階 会議室(北砂5-1-7) 第3・4	65人
12/16(土)	14:30～16:15	江東区文化センター3階 2研修室(東陽4-11-3) 第1	80人
12/18(月)	14:30～16:15	総合区民センター7階 会議室(大島4-5-1) 第5会	60人
12/19(火)	18:00～19:45	豊洲文化センター8階 研修室(豊洲2-2-18) 第2研	50人

受付は行いません。

☎(3647)9606
 FAX(3647)3165

☎(3647)9481

「今後のスケジュール」
 意見募集締切後、平成30年3月に計画策定、区議会への報告、区民への公表を予定しています。

第1部 総論

高齢者地域包括ケア計画 中間のまとめの概要

み指針を示すものです。

地域包括ケアシステムとは

計画の趣旨
 少子高齢化が急速に進展する中、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年までに、地域の実情に応じて、「地域包括ケアシステム」を構築することが求められています。

本計画は、区における地域包括ケアシステムの構築のため、高齢者福祉と介護保険の取り組み

高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、「医療」、「介護」、「自立した日常生活の支援」が包括的に確保される体制のことで、平成37年を見据え、地域包括ケアシステムの段階的な構築を進めます。

郵便はがき

1 3 5 8 7 9 0

001

(受取人)
 東陽四丁目11番28号

江東区役所 福祉部

地域ケア推進課包括推進係 行

料金受取人払郵便

深川局承認

6187

差出有効期間
 平成29年12月28日まで

(切手を貼らずに
 お出しください)



江東区高齢者地域包括ケア計画(中間のまとめ)意見募集 1・2面

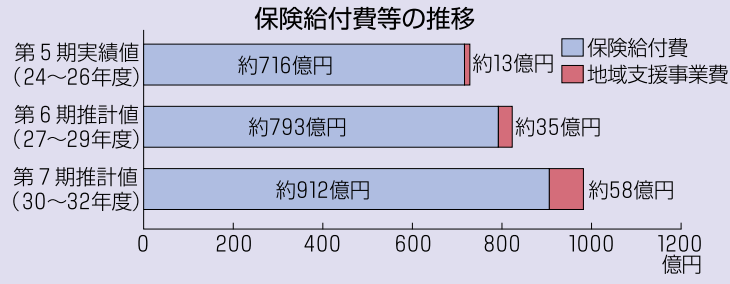
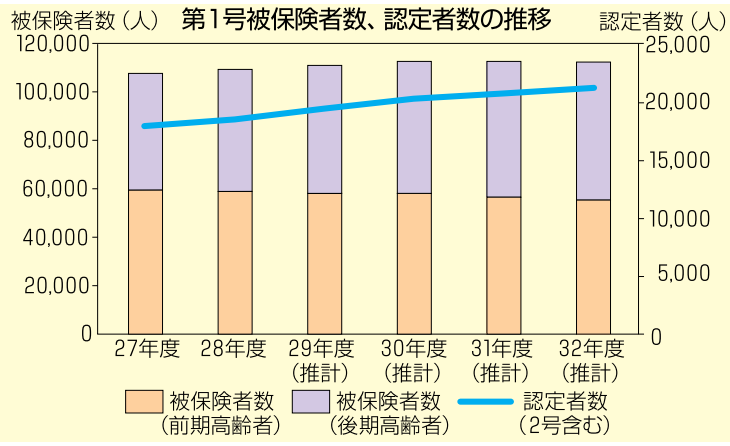
区の現状と将来推計

区の高齢者人口は、平成28年度現在で10万8千人となっています。今後、平成37年度には11万3千人になると推計されています。特に75歳以上の高齢者が増加することが予想されます。また、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が大幅に増加すると推計されています。

介護保険の現状と推計

被保険者、認定者数ともに増
本区の第1号被保険者(65歳以上)数は、平成29年10月末現在、11万1,012人、平成32年度には約11万4千人となる見込みです。

第7期計画期間中(平成30、32年度)は、比較的介護の必要性が高くなる75歳以上の高齢者数が大きく増加すると予想され、



そのため、要介護認定者数については平成29年10月末現在1万9,322人が、平成32年度には2万2千人へと増加すると見込んでいます。

サービス利用量もますます増

要介護認定者数の増加に伴い、今後もサービス利用量は増加すると見込んでいます。

保険給付費等の推移を見ると、第6期(平成27、29年度)は第5期(平成24、26年度)の約1.1倍となっています。

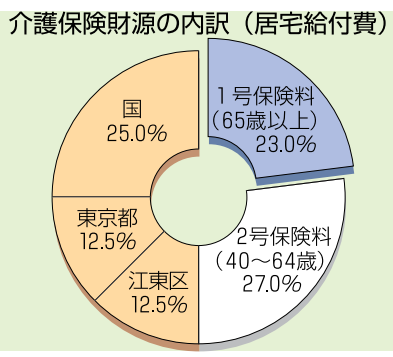
現時点での第7期の保険給付費等は、過去の実績値をもとに要介護認定者数の状況等を踏まえて算定し、第6期の約1.2倍(保険給付費約912億円、地域支援事業費約58億円)と見込んでいます。

第7期の保険料

介護保険料の財源は、公費50%

と保険料50%とでまかなわれています。第7期ではそのうち23%を第1号被保険者の保険料で負担します。保険料の設定にあたっては、国が示す低所得者への軽減策に加え、基金の適切な活用により保険料の上昇幅の抑制を図ります。

なお、第7期計画期間における保険料額については、国が示す介護報酬やその他の条件が確定されしだい算定します。



第2部 施策の取り組み

基本目標1 自立支援と介護予防の推進

1. 相談支援ネットワークの構築

地域包括ケアシステムの中核的な機関である長寿サポートセンターを中心とする相談支援体制を強化するとともに、地域ケア会議等の活用により個人に対する支援の充実と高齢者を支えるネットワークの整備を進めていきます。

2. 介護予防の推進

要介護状態になることを予防するため、高齢者が、加齢に伴う心身の変化を自覚して、主体

的に健康増進に努めることができるよう、効果的な介護予防事業等の実施を図ります。

3. 生きがいづくりの支援

クラブ活動や趣味活動の支援、交流の場の創設等を通じて、高齢者の生きがいづくりをサポートします。また、就労やボランティアによる社会参加を後押しし、高齢者がこれまでの人生で培ってきた能力や経験を活かし、地域社会に貢献できるような環境づくりを進めます。

4. 認知症施策の推進

国の認知症施策推進総合戦略に基づき「認知症にやさしいまちづくり」を目指して、必要な支援が適切に提供される体制整備を進めます。また、認知症サポーターの養成や認知症カフェの運営等により、認知症に対する社会全体の理解の促進に取り組みます。

基本目標2 介護サービスと在宅医療・介護連携の充実

1. 介護給付等サービスの充実

介護サービスの情報公表や第三者評価等に取り組み、利用者の選択を通じた介護サービスの質の向上を図ります。また、必要な介護基盤を計画的に整備していきます。

2. 事業者および介護者への支援

必要なサービスが持続的に提供される体制を確立するため、福祉や介護の仕事の魅力発信や就労促進等により、サービス事業所等における専門的人材の安定的確保を支援します。また、

江東区高齢者地域包括ケア計画(中間のまとめ)の具体的な箇所(何章何番について等)へのご意見をお聞かせください。意見募集締切:12/22(金)必着

Blank area for providing comments on the plan.

Form for providing contact information: Name, Address, and Age (20s, 30s, 40s, 50s, 60s, 70s, 80s+).

※いただいた個人情報はパブリックコメント以外の目的には使用しません。

基本目標3 生活支援体制の整備と住まいの確保

1. 地域での支え合い体制の整備

増加するひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯などが

2. 生活支援の充実

日常生活の中で必要となるさまざまな生活支援サービスの充実を図り、高齢者の自立した暮らしを支えます。

3. 権利擁護の推進

高齢者虐待を防止するため、区民への普及啓発や関係機関との連携強化に取り組みます。また、成年後見制度の活用や消費者被害の防止等の取り組みを推進し、高齢者の権利を守ります。

4. 住まいの安定的な確保

高齢者が安心して暮らすことができるよう、入居支援や住宅改修費の助成等により、ニーズに応じた住まいが安定的に確保

第3部 計画の推進に向けて

外部有識者や区民等を構成員とする会議を定期的開催し、計画の進捗状況の評価、点検を行います。また、庁内関連部署や国・東京都等の関係機関との連携を強化し、一体的・総合的な計画の推進に努めます。



2. 自立生活の支援

【施策の方向性】

障害のある人や家族への支援を充実し、入所施設・病院から地域へと移行できる体制づくりを進めます。

【施策の展開】

(1) 訪問系サービス等の充実

障害者総合支援法上の訪問系サービス(居宅介護等)やその他の生活支援・介護サービスの充実を図ります。

(2) 日中活動および居住支援の充実

障害者総合支援法上の日中活動系サービス(生活介護、就労移行支援等)や、居住系サービス(グループホーム等)により、地域での自立生活を支援していきます。

(3) 移動支援および福祉用具の利用支援

リフト付福祉タクシーの運行など移動に関わる支援や、補装具など福祉用具の利用を支援することで、障害者の自立と社会参加を促進し生活の質の向上を図ります。

(4) 福祉サービスの質の向上

障害者施設について、第三者機関等によるサービス評価の実施を促すとともに、各種連絡会・協議会で議題の検討を行っていきます。

(5) 経済的自立の支援

各種手当や年金の支給により、地域での自立生活を支援します。

(6) 新たな地域生活支援拠点の整備

障害者が日常生活支援を受けながら、地域生活へ移行することを支援するため、日中活動の場も併設した多機能型入所施設を整備します。

(7) 家族・介護者への支援

緊急一時保護やレスパイト(介護者の休養)等により、障害者を介護する方をサポートします。

3. 健康を守る保健・医療の充実

【施策の方向性】

障害の要因となる疾病の予防や早

期発見・健康維持のため、保健・医療サービス等の充実を図ります。

【施策の展開】

(1) 保健サービスの充実

医師や保健師等による各種相談事業や健診等により、健康維持・増進や疾病の予防・早期発見を図ります。

(2) 医療サービスの充実

各種医療費助成制度を通じて、医療費の負担軽減を図ります。

4. ユニバーサルデザインの視点による生活環境の改善

【施策の方向性】

障害のある人もない人も、誰もが安全で快適に生活できるように、ユニバーサルデザインの視点から、生活環境の改善を進めていきます。

【施策の展開】

(1) やさしいまちづくりの推進

円滑な移動と空間の確保に向け、ソフトとハード両面にわたり、やさしいまちづくりを推進します。

(2) 住宅改修・バリアフリー化

障害者が安全かつ快適に暮らせるように、建築物のバリアフリー化を促進します。



5. 雇用・就労の拡大

【施策の方向性】

庁内常設販売コーナー「るーくる」の運営支援や障害者就労・生活支援センター等を通じ、障害者の一般就労に向けた取り組みを進めていきます。

【施策の展開】

(1) 就労支援の充実

庁内実習事業等により障害者の就

労を支援するとともに、表彰制度により就労への意欲を高めます。

(2) 雇用・就労の場の確保

障害者雇用に関する企業の理解促進、関係機関との連携強化により、雇用・就労の拡大を図るとともに、継続して働けるよう職場定着支援を行っていきます。

6. 地域活動の支援

【施策の方向性】

障害者が社会の中で、あらゆる分野の活動に参加することができるよう、地域の人々と交流する機会等を広げていきます。

【施策の展開】

(1) 生涯学習・文化活動の支援

障害のある人でも参加・利用できるメニューの拡充や環境整備を図ります。

(2) スポーツ活動の支援

障害者スポーツフェスタや各種スポーツ講座の開催、初級障がい者スポーツ指導員の養成等により、障害のある人が気軽にスポーツに参加できる環境づくりを推進します。

(3) 行政と区民との協働

(区政への参画)

関係協議会等への当事者参画を進め、協働体制を構築していきます。

7. 区民の理解と共感の醸成

【施策の方向性】

障害者施策の展開に当たっては、区民の理解や協力が必要です。障害に対する理解不足から生じる誤解等を取り除き、「こころのバリアフリー」を広めていきます。

【施策の展開】

(1) 啓発・広報活動の推進

障害者福祉大会や各種講演会等により、啓発・広報活動を推進するとともに、障害者差別解消法を周知し、誰もが安心して暮らせるまちの実現を目指します。

(2) 福祉教育の推進

学校教育・生涯学習の場で、福祉に関わるテーマでの学習会等を開催します。

8. 安全・安心な地域生活環境の整備

【施策の方向性】

災害時要援護者対策などの防災対策の充実を図るとともに、地域で活動するボランティアを育成し、地域で支え合う仕組みの構築に努めます。

【施策の展開】

(1) 防災・防犯対策の推進

家具転倒防止器具の取付けや、防犯・防災情報の配信、避難行動要支援者名簿の作成・活用などにより、災害や犯罪被害の発生・拡大の防止を図ります。

(2) 地域の支えあいの推進

緊急通報システムの設置、ボランティアや手話通訳者・音訳者等の養成・活動を通じ、障害者の地域での生活を支えます。

9. 配慮を必要とするこどものための教育・療育等の充実

【施策の方向性】

発達障害などの早期発見・適切な支援や、医療的ケア児に対する支援の充実のため、関係機関との連携を強化します。

【施策の展開】

(1) 乳幼児や就学前児童などに対する健診および相談の充実

乳幼児健康診査や発達相談などを

通じて、配慮を要するこどもやその家庭に対し、早期からの支援を進めていきます。

(2) 療育・保育・就学前教育の充実

こども発達センターでの相談・療育事業のほか、こどもの療育等に関わる施設の連携を強化します。

(3) 特別支援教育体制の充実

「教育推進プラン・江東」に基づき、特別支援教育を推進していきます。

(4) 放課後対策の充実

障害児の放課後活動の場を確保・拡大するとともに、サービスの質の向上に努めます。

第5章 計画の推進に向けて

1. 障害者福祉に関する行政等の体制の整備

保健・福祉・教育・雇用・まちづくりなど、関係部署や区役所以外の関係機関との連携を強化します。

2. 区と区民・関係団体・地域自立支援協議会との連携強化

計画の策定および実施に当たっては、障害者団体や区民等との連携や参画を進めます。

3. 計画の進行管理と評価

計画の実施に当たっては、江東区障害者計画・障害福祉計画推進協議会において、計画の進行管理や点検・評価を行っていきます。

第6章 目標値とサービス見込み(第5期江東区障害福祉計画)

1. 目標値の設定と目標達成に向けた施策の推進

国の指針に基づき、地域の実情に応じて、施設入所者等の地域移行や、地域生活支援施設等の整備、福祉施設から一般就労への移行に関する目標値を定めます。

2. サービス必要量の見込みと確保のための方策

障害者総合支援法で定める障害福祉サービスの種類ごとに、平成30～32年度の、各年度におけるサービス見込み量を設定します。

3. 地域生活支援事業に関する事項

地域生活支援事業とは、障害者総合支援法に基づき、区市町村が地域の実情に応じて実施する事業です。障害福祉サービスと同様、各事業について、平成30～32年度の見込み量を設定します。

第7章 目標値とサービス見込み(第1期江東区障害児福祉計画)

1. 目標値の設定と目標達成に向けた施策の推進

障害児およびその家族に対する支援について、障害種別や年齢等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるよう、障害児通所支援や相談支援などに関する目標値を定めます。

2. サービス必要量の見込みと確保のための方策

児童福祉法に基づく障害児を対象としたサービスの種類ごとに、平成30～32年度の、各年度におけるサービス見込み量を設定します。

障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画(素案)の具体的な箇所(何章何番について等)へのご意見をお聞かせください。 意見募集締切:12/22(金)必着

氏名					
住所					
年齢	20代以下	30代	40代	50代	60代
	70代	80代以上			

※いただいた個人情報は、本パブリックコメント以外の目的には使用しません。

江東区 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画(素案) パブリックコメント(意見募集)を実施

区では、障害者福祉に関する基本的な計画である「江東区障害者計画」と「第5期江東区障害福祉計画」、「第1期江東区障害児福祉計画」の策定作業を進めています。

このたび、これらの計画の素案がまとまりましたので、その概要をお知らせするとともに、皆さんからのご意見を募集します。

素案に対するご意見をお寄せください

計画素案の全文は、区ホームページ、こうとう情報ステーション(区役所2階)、障害者支援課(区役所隣防災センター2階17番)、保健所および各保健相談所・出張所・図書館で閲覧できます。

いただいたご意見や区の考え方は、後日、区報・区ホームページで公表します。なお、ご意見に対する個別回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

【意見の募集期間】

12/1(金)～22(金) 必着

【意見の提出方法】

①氏名②住所(区外の方は在勤・在学等も)③年齢④ご意見を記入し、郵送(区報掲載のはがき等)・ファクスまたは、障害者支援課窓口へ。区ホームページからも提出できます(電話受付は行いません)。

☎ 障害者支援課施策推進係
☎3647-4749、FAX3699-0329

【今後のスケジュール】

意見募集締切後、平成30年3月に計画策定し、区議会への報告および、区民への公表を予定しています。



▲共生社会の実現へ向けて(写真は区内障害者通所支援施設)

第4章 施策の方向と展開

1. 相談・情報提供体制の充実とコミュニケーションの支援

【施策の方向性】

利用者本位の考え方に基づく相談支援の充実と更なる利便性の向上、障害特性に応じた情報提供体制やコミュニケーション支援の充実を図っていきます。

【施策の展開】

- (1) 相談支援および権利擁護体制の充実
障害者の地域での自立生活を支援

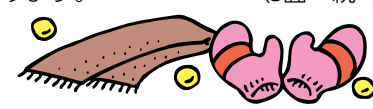
するため、相談支援体制および権利擁護体制の充実を図ります。

(2) 情報バリアフリー化の推進

点字による広報、防犯や防災等の各種情報のメール通知など、障害特性に配慮した情報提供に努めるとともに、パソコン講習会の開催による情報活用能力の開発などを進めます。

(3) コミュニケーション支援の充実

手話通訳者の派遣、点字への翻訳など、障害のある人とない人との相互のコミュニケーションの充実を図ります。(3面へ続く)



区民説明会

計画素案の説明会を開催します。(各回とも同じ内容、手話通訳・要約筆記あり) 時間 右表のとおり 会場 当日直接会場へ

開催日	時間	場所
12/7(木)	19:00～21:00	区役所7階第71～73会議室
12/8(金)	14:00～16:00	豊洲文化センター8階第2研修室(豊洲2-2-18)
12/13(水)	14:00～16:00	総合区民センター7階第4・5会議室(大島4-5-1)
12/15(金)	10:00～12:00	砂町区民館3階タウンホール(北砂4-7-3)
	14:00～16:00	区役所7階第71～73会議室

江東区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画(素案)の概要

第1章 計画策定の基本的考え方

1. 計画策定の目的

本区の実情や国の制度改革の動向、社会の変化等も踏まえ、障害のある人もない人も、誰もが地域社会の一員として支えあい、障害者の自立した地域生活をより充実していくために、新たな計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

「江東区障害者計画」は、障害者基本法に基づく計画で、本区の障害者施策の基本指針となるものです。また、「江東区障害福祉計画」は障害者総合支援法に、「江東区障害児福祉計画」は児童福祉法に基づく計画で福祉サービスの必要見込量等を設定するものです。

3. 計画の期間

江東区障害者計画は平成30～35年度の6年間、江東区障害福祉計画と江東区障害児福祉計画は、平成30～

32年度の3年間の計画とします。

第2章 障害者の現状

原則1年に1回、前年度の実績を把握し障害者施策や関連施策の動向も踏まえて、計画の分析・評価を行い、必要に応じて計画の変更、事業の見直しを行います。

第3章 基本理念、基本目標

本区では、人口の増加に伴い障害のある人の数も増加傾向にあります。また、障害者に対する支援(行政の施策)は、各種の相談窓口、障害者手帳の交付、手当・年金などの支給、居宅介護など福祉サービスのほか、教育関係、雇用・就業関係など、多岐にわたります。

本計画では、現行計画を受け継いで3つの基本理念を掲げ、基本目標、施策の柱について、下表のように体系立てています。

基本理念	基本目標	施策の柱
共生社会の実現	障害者の地域生活の確立	1 相談・情報提供体制の充実とコミュニケーションの支援
		2 自立生活の支援
		3 健康を守る保健・医療の充実
障害者の自立支援	障害者の社会参加・参画の推進	4 ユニバーサルデザインの視点による生活環境の改善
		5 雇用・就労の拡大
		6 地域活動の支援
生活の質の向上	共に支えあう地域社会の構築	7 区民の理解と共感の醸成
		8 安全・安心な地域生活環境の整備
		9 配慮を必要とするこどものための教育・療育等の充実

郵便はがき



差出有効期間
平成29年12月
28日まで

(切手を貼らずに
お出しください)

1 3 5 8 7 9 0

001

江東区役所 福祉部
障害者支援課 施策推進係 行

(受取人)
東陽四丁目11番28号



こうとう区報は発行日から3日かけて郵便ポストへお届けしています

ご家庭・事業所等で配布が必要ない場合や、配布部数の変更を希望される場合は、全戸配布コールセンター(平日および配布日の9:00～19:00) ☎3950-3070へ 読み終わった区報は古紙回収へ

TOKYO 2020
オリンピック・パラリンピックを
成功させよう!

凡例 日時 場所 集 人対象・定員 費用 内容 講師 保一時保育 締切日 申 申込 問 問合先 HP ホームページ Eメール